

## 令和2年度 藤枝商工会議所からのご案内

### 1. マル経資金（小規模事業者経営改善・資金）

#### (1) 融資限度額

運転資金・設備資金の合計で2,000万円

#### (2) 利率

年1.21%（令和2年3月31日現在）

#### (3) 担保・保証人

担保・保証人ともに不要。信用保証料も不要。

#### (4) 返済期間

運転資金：7年以内（1年以内据置可能）

設備資金：10年以内（2年以内据置可能）

#### (5) 利用できる方

- ・1年以上営業し、現在藤枝市岡部町で事業を営んでいる方
- ・小売・卸売業・サービス業：従業員5人以下
- ・製造業・建設業等：従業員20人以下
- ・税金を完納されている方
- ・連続欠損や借入過多、債務超過などにより利用できない場合もあります。

#### (6) 利子補給制度

マル経資金を受けた事業者を対象に支払った利息の一部を補給します。

#### (7) 新型コロナウイルス対策マル経

上記の通常制度に加え、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方については別枠1,000万円で金利が1.21%（令和2年3月2日時点）より当初3年間0.9%引下げとなります。

### 2. 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な「販路開拓等」に取り組む費用の2/3を補助します。（補助上限額：50万円）

1次締切：~~2020年3月31日（火）~~ 締切日当日消印有効

2次締切：2020年6月5日（金）締切日当日消印有効

3次締切：2020年10月2日（金）締切日当日消印有効

4次締切：2021年2月5日（金）締切日当日消印有効

### 3. 小規模企業経営力向上事業費補助金

静岡県は、県内の小規模企業を対象として「新たな需要の開拓」又は「生産性の向上」を目指して行う工夫・改善による新たな取り組みに要する経費の2/3を補助します。(補助上限額：50万円)

1次申請期間：2021年4月10日(金)～5月29日(金)

2次申請期間：2021年8月3日(月)～9月10日(木)

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置、必要書類や要件については、お問合せください。

※融資の申込や補助金の申請については、商工会議所の確認がごさいます。余裕を持った日程でご相談ください。

### 4. 新型コロナウイルスの影響を受けた企業への支援策解説動画

下記 URL にて、支援策の無料解説動画を公開。

<http://www.fujieda.or.jp/?p=13354>

### 5. 専門家派遣制度 (会員限定)

経営や事業の相談に対して最大5回 (3回まで無料) 専門家を派遣。

※4回、5回目は1回につき5,000円の負担金が

〒426-0025 藤枝市藤枝4丁目7-16 藤枝商工会議所 (担当 経営指導員 曾根) TEL 054-641-2000 FAX 054-643-2000 <a href="http://www.fujieda.or.jp/">http://www.fujieda.or.jp/</a>
---